

平成29年12月22日

平成29年
第6回野洲市議会定例会
意 見 書

野 洲 市 議 会

意見書第14号

消費税10%への増税の中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年12月22日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

賛成者 野洲市議会議員 野並 亭子

消費税10%への増税の中止を求める意見書（案）

わが国を取り巻く経済状況は7四半期連続のプラス成長を続けているものの輸出産業を中心に成長をけん引しているが、個人消費が0.5%落ち込むなど相変わらず大企業が潤い、国民の暮らしが益々大変になっていることを物語っています。総選挙で消費税10%増税の使い道を見直し、「すべての子供たちの幼稚園や保育園を無償化にする。」と表明して保育無償化を公約した安倍首相。しかし選挙が終わった途端に認可外は対象外とする動きが報じられ、保護者を中心に怒りが広がっています。これでは認可保育園に落ちたら無償化の対象外になってしまいます。認可外を無償化から外すことは、仮に一部を無償化の対象にしたとしても余りにも酷く多くの国民をだました事に他なりません。

政府は、批判の高まりに、慌てて一部の認可外は対象に含める方向で調整を始めたものの、無償化をめぐる迷走ぶりは、本気で少子化対策に取り組む決意も展望もない事を示しています。消費税を5%から8%に増税するときには増税分は全て社会保障に充てるとしていたことは記憶に新しいことですが、社会保障をズタズタに切り崩し軍拡路線をひた走りました。今度もまたその道を走るのでしょうか。

消費税は逆進性が強い不公平税制であり、海外に籍を置く多国籍企業には優遇されている税制であるが、中小零細企業にとって価格転換が補償されず死活問題となっています。大企業と富裕層に応分の負担を求めれば消費税10%の増税を行わなくとも財源は確保できます。

経済も暮らしも破壊する消費税10%増税はすべきで無く、中止を強く求めます。

以上のことから2019年10月からの消費税10%増税の中止を求めて
地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

野洲市議会議長 矢野 隆行

内閣総理大臣 安倍晋三
財務大臣 麻生太郎 宛
総務大臣 野田聖子
経済再生担当大臣 茂木敏充

意見書第15号

原発再稼働の反対を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年12月22日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

原発再稼働の反対を求める意見書（案）

原発はひとたび事故が起これば取り返しのつかない危険なものであり事故の多さ、事故の深刻さ、使用済み核燃料の保管の困難さ等、あらゆる視点から、人類の手に負えるものではありません。福島原発事故以降の経験によって、原発は無くとも何の支障もないことが実証されました。新規制基準についても、原子力規制委員会の委員長自ら安全を保障するものでないと言っています。原発の賛否はほとんどの世論調査で原発反対は賛成の2倍以上となっています。しかしながら本年5月、6月の高浜原発の再稼働に続き、大飯原発3号機は来年1月に4号機は3月にも再稼働と報道されています。原発の一部に神戸製鋼のデーター改ざん部品が使用されていたとの報道もあります。

この様な状況の下の再稼働はすべきではありません。国民の多くが原発の再稼働に反対し、原発の無い社会の実現にむけたエネルギー政策の推進を求めている中でこれと逆行する動きは人の命と暮らしより、経済最優先の国の政治に他なりません。何よりも原発の再稼働にあたっては、実効性のある避難計画が策定されることと核廃棄物処理の目途が立つことが大前提ですがこれらの条件は現段階では満たされていません。危険極まりない原発ありきの政策から再生可能エネルギーへの転換を図ることを強く求めます。

以上地方自治法99条の規定により提出する。

平成29年12月22日

野洲市議会議長 矢野 隆行

内閣総理大臣 安倍晋三

総務大臣 野田聖子 宛

経済産業大臣 世耕弘成

意見書第16号

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年12月22日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

提出者 野洲市議会議員 立入 三千男

提出者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

提出者 野洲市議会議員 津村 俊二

提出者 野洲市議会議員 稲垣 誠亮

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める 意見書（案）

道路は、市民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民の安全・安心を確保するためになくてはならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

本市は、主要な国道や県道のバイパス整備事業の推進を始め、重要な市道路線における未整備区間の事業化や野洲駅周辺の道路整備の実施等、道路整備に係る課題が多く山積しており、また、本市のみならず周辺他市との道路ネットワークを構成する道路整備においても、未だ十分とは言えないことから、今後も、より一層の道路整備事業の促進が急務と捉えている。

さらに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）による補助率等のかさ上げ措置については、平成29年度までの時限措置となっており、平成30年度以降、この措置が廃止されることになれば、道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会および政府におかれでは、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 平成30年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。また、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

野洲市議会議長 矢野隆行

衆議院議長 大島理森
参議院議長 伊達忠一
内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 野田聖子 宛
財務大臣 麻生太郎
国土交通大臣 石井啓一